

# 一般財団法人高山市福祉サービス公社行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

全体目標

**ワークライフバランス推進に向けた、時間外勤務の適正化・年次有給休暇の取得促進**

目標1 ノー残業デ이를継続し、全職員の時間外労働を月／10時間未満とする。

<対策>

各年	6月～	各年度所定外労働現状を把握
各年	9月～	社内会議で現状を周知後、各部署において分析
各年	12月～	時間外労働適正化の検討を行い、取組みの具体化
令和9年	4月～	取組み結果についての評価および課題点の対応を検討
令和10年	1月～	再度、取組結果の評価、次期間に向けた課題抽出
毎月1日		広報紙によるノー残業デ이의周知・徹底

目標2 フルタイム勤務者の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上を継続しながら、フルタイム以外の勤務者の年次有給休暇の取得率を50%以上とする。

<対策>

各年	6月～	年次有給休暇の取得状況の実態把握
各年	12月～	社内検討委員会で分析、検討開始
各年	3月～	計画的な取得に向けた管理者等の研修及び取組策定
各年	4月～	年次有給休暇の取得促進のための取り組み開始
令和9年	4月～	取組み結果についての評価および課題点の対応を検討
令和10年	1月～	再度、取組結果の評価、次期間に向けた課題抽出